

自動車業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条～第4条 (略)</p> <p><u>(規約の運用機関)</u></p> <p><u>第5条 この規約の運用機関は、一般社団法人自動車公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）とする。</u></p> <p>(公正取引協議会の事業)</p> <p><u>第6条 公正取引協議会は、この規約の目的を達成するため、次の事業を行う。</u></p> <p><u>(1) 一般消費者及び事業者に対するこの規約の普及啓発に関すること。</u></p> <p><u>(2) 一般消費者及び事業者からのこの規約に関する相談並びにこの規約の適用を受ける事業者の指導に関すること。</u></p> <p><u>(3) この規約に基づく景品類の提供の制限に関する基準の設定に関すること。</u></p> <p><u>(4) この規約の適用を受ける事業者のこの規約の遵守状況の調査に関すること。</u></p> <p><u>(5) この規約の規定に違反する疑いのある事実の調査及びこの規約の規定に違反する事業者に対する是正のための措置に関すること。</u></p> <p><u>(6) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）及び公正取引に関する法令の普及並びに違反の防止に関すること。</u></p> <p><u>(7) 自動車の取引の公正化に関する研究に関すること。</u></p> <p><u>(8) 一般消費者からの苦情の処理に関すること。</u></p> <p><u>(9) 関係官公庁及び関係団体との連絡に関すること。</u></p> <p><u>(10) その他公正取引協議会の目的を達成するために必要なこと。</u></p> <p>第7条～第10条 (略)</p>	<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(公正取引協議会の事業)</p> <p><u>第5条 社団法人自動車公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）は、この規約の目的を達成するため、次の事業を行う。</u></p> <p><u>(1) この規約の周知徹底に関すること。</u></p> <p><u>(2) この規約についての相談及び指導に関すること。</u></p> <p><u>(3) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。</u></p> <p><u>(4) この規約の規定に違反する事業者に対する措置に関すること。</u></p> <p><u>(5) 不当景品類及び不当表示防止法及び公正取引に関する法令の普及並びに違反防止に関すること。</u></p> <p><u>(6) 関係官公庁との連絡に関すること。</u></p> <p><u>(7) 一般消費者からの苦情の処理に関すること。</u></p> <p><u>(8) その他この規約の施行に関すること。</u></p> <p>第6条～第9条 (略)</p>

附 則

この規約の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。